

川西市雨水貯留タンク設置基準

(目的)

第1条 この基準は、川西市雨水貯留タンク設置助成金交付要綱による雨水貯留タンク（以下、貯留タンクという。）について構造基準等を定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(貯留タンク)

第2条 貯留タンクは、以下の事項を満たしていること。

- (1) 屋根からの雨水を貯留するものであること。
- (2) 貯留した雨水は散水に使用できるものであること。
- (3) 貯留容量100リットル以上のものであること。
- (4) 地上設置式であること。
- (5) 水漏れしない構造であること。
- (6) 内部の沈殿物を除去できる構造であること。
- (7) 簡単に転倒しない構造であること。
- (8) 日光を遮断できる材質であること。
- (9) 虫などの混入が防止できる蓋があること。

(貯留タンクの設置)

第3条 貯留タンクの設置は、以下の事項を満たしていること。

- (1) 道路・水路の官地及び第三者の土地にはみ出してはならない。
- (2) 設置方法は、以下のとおりとする。
 - ① 貯留タンクの設置場所を水平にならし、架台等の基礎を設置する。
 - ② 基礎の上に雨水貯留タンクを載せる。
 - ③ 雨どいの縦といから貯留タンクへ配管する。貯留タンクの種類によっては、雨どいの一部を切り取り、集水継手を接続する。維持管理のために貯留タンクを取り外せるようにしておくことが望ましい。
 - ④ 貯留タンクが満水になったときのために、オーバーフロー吐口を設置する。貯留タンクの種類によっては、集水継手部で流入を止める機能のものでもよい。
 - ⑤ フィルター、ネット等ゴミ混入を防ぐものを設置する。

(維持管理)

第4条 貯留タンクの維持管理に当たっては、以下の事項について留意すること。

- (1) 梅雨及び台風等の大雨が予測されるときは、事前に貯留タンク内に溜まった雨水を排水すること。

- (2) 土砂、ごみ等が堆積しないよう、貯留タンク内及びフィルター等を定期的に点検し、清掃すること。また、同時に貯留タンク等に破損がなく、設置等に異常がないか確認すること。
- (3) 維持管理を行うとき以外は貯留タンクの蓋を閉め、ごみの入り込みやボウフラの発生を防ぐこと。

付 則

この設置基準は、平成25年4月1日から施行する。

付 則

この設置基準は、平成26年6月1日から施行する。